



令和4年3月23日

堺市長 永藤 英機 様

堺市議会議員及び市長の
倫理に関する調査会
会長 田口 吉美



令和3年資産等報告書等に関する審査の結果について

令和3年資産等報告書等の審査結果について、堺市長の倫理に関する条例（平成18年条例第45号）第8条第4項の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和 3 年資産等報告書等に関する

意見書

堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会

第1 資産等報告書等の記入状況

審査を行なった報告者49人の資産項目ごとの記入状況は、次のとおりである。(単位:人)

資 産 項 目		記 入 あり	該 当 な し	
資 産 等 報 告 書	土 地	25	24	
	地上権又は土地の賃借権	2	47	
	建物	25	24	
	その他の不動産	1	48	
	預金・貯金(当座・普通)	42	7	
	預金・貯金(定期等)	20	29	
	金銭信託	5	44	
	有 価 証 券	国債証券	0	49
		地方債証券	0	49
		社債券	0	49
		株券	6	43
		その他	1	48
	自動車、船舶、航空機及び美術工芸品	22	27	
	日常生活の用に供して いるものを除く動産	5	44	
	ゴルフ場利用に関する権利	3	46	
	貸付金	6	43	
借入金	15	34		
現金	8	41		
その他の債権	3	46		
その他の債務	3	46		
所 得 等 報 告 書	総 合 課 税	事業所得	4	45
		不動産所得	5	44
		利子所得	0	49
		配当所得	3	46
		給与所得	49	0
		雑所得	4	45
		譲渡所得	0	49
		一時所得	1	48
	分離課税に係る所得	4	45	
山林所得	0	49		

資 産 項 目		記 入 あり	該 当 な し	
所 得 等 報 告 書	前 年 中 の 収 入	給与	4 9	0
		配当金	3	4 6
		利子	1	4 8
		賃貸料	3	4 6
		謝礼金	0	4 9
		その他	4 2	7
	贈与により取得した財産	1	4 8	
報 告 書	利益の供与	2	4 7	
	もてなし	0	4 9	
	報酬のあるもの	4 9	0	
報 告 書 等	報酬のないもの	3 5	1 4	
	公職を退いた後の雇用に関する契約その他取り決め	0	4 9	
	国債証券	0	4 9	
資 産 取 引 報 告 書	地方債証券	0	4 9	
	社債券	0	4 9	
	株券	1	4 8	
	その他の有価証券	1	4 8	
	先物商品	1	4 8	
	不動産権益	6	4 3	

第 2 会 議 の 経 過

会議の開催年月日、開催場所及び審議の概要は、次のとおりである。

	開催年月日	開催場所	審 議 等 の 概 要
第 1 回	令和 3 年 7 月 21 日	市役所本庁	資産等報告書等の審査依頼 会長・副会長の互選 条例の趣旨・概要等の説明
第 2 回	令和 3 年 10 月 13 日	市役所本庁	資産等報告書等の書面審査（議員分）
第 3 回	令和 3 年 11 月 8 日	市役所本庁	資産等報告書等の書面審査（議員分、市長分）
第 4 回	令和 4 年 1 月 12 日	市役所本庁	資産等報告書等の書面審査（議員分） 令和 3 年 資産等報告書等に関する意見書作成の審議

第3 審査

1 審査方法

原則として、次の順序及び方法によって審査を行うものとした。

(1) 書面審査

委員各自が、事前に資産等報告書等の記載事項について比較対照を行い、疑問点を抽出し、調査会にて疑問点を出し合う。

ア 単年度関連項目の比較対照

[例] 利子と預金
配当金と株式取引
賃貸料と不動産
その他（事業収入）と営業用不動産・動産
不動産と不動産権益
地位と給与

イ 過年度における資産等報告書等の同一項目の比較対照

(2) 文書による説明依頼

上記の疑問点について調査会が必要と認める場合は、報告者に対し文書による説明を求める。口頭質問に対して文書による回答はこれに準じる。

(3) 疎明資料の提出依頼

上記の説明によってもなお疑問が残るときは、報告者にそのことを裏付ける資料の提出を求める。

(4) 事情聴取

上記の説明及び提出によってもなお疑問点が解明できないとき、及び上記の説明及び提出に応じないときは、調査会に報告者本人の出席を求め、報告者に対し、委員が質問をする。

なお、正当な理由なく事情聴取に応じなかった者については、その旨を意見書中に記載する。

(5) 留意事項

資産等報告書等の審査において疑問点が生じ、文書による説明、疎明資料の提出又は事情聴取を求める場合は、客観的な根拠を示して行う。

(6) 市民調査請求に係る調査

市民調査請求に係る調査については、上記に定める審査方法（取扱いに関する細目を含む。）に準じて行う。

(7) 補足説明資料の取扱い

資産等報告書等の審査の便宜を目的として、調査会に対し報告義務者から自発的に提出された補足説明資料については、審査の参考とする。

2 書面審査及び文書による説明依頼について

資産等報告書等の審査の第1段階としての書面審査及び第2段階としての文書による説明依頼については、次のとおり取り扱うものとした。

(1) 審査順序

ア 審査は、資産等報告書等綴の前から順番に行うものとする。

イ 委員である議員の審査については、後回しとし、書面審査の最後に行うものとする。

(2) 委員である議員の審査

委員である議員は、自己の資産等報告書等が審査される間、退席するものとする。

(3) 文書による説明依頼

表現方法及び公平の見地から必要な調整を加えたほうがよい場合は、書面審査終了後すべての報告者の指摘事項をまとめ説明依頼を行う。その必要がない場合は各報告者にそれぞれ文書による説明を求めるものとする。

なお、場合によっては文書による説明依頼に代えて、事務局を通じて報告者に対して

口頭で照会し、その結果を事務局から報告させることができるものとする。

(4) 文書回答の審査

ア 文書回答の審査の結果、必要と認めるときは、再度文書による説明を求めることができるものとする。

イ 文書による説明を求められた者が正当な理由なく期限までに回答を提出しない場合は、文書回答を拒んだものとして次の段階の審査に移るものとする。

ウ 文書による説明に代えて出席説明を求めた場合は、書面審査終了後に出席説明の機会を与えるものとする。

- (5) 委員が市長又は議員の父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹である場合の審査
委員が市長又は議員の父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹である場合、当該人の資産等報告書等が審査される間、退席するものとする。

3 疎明資料の提出について

資産等報告書等の審査の第3段階としての疎明資料の提出については、次のとおり取り扱うものとした。

- (1) 疎明資料は、次のようなものとする。ただし、これらは例示であって、それぞれの事案については、倫理調査会の審議を通じて、個々具体的に決定するものとする。

ア 無報酬証明書、給与支払証明書（収入関係）

イ 取引内容証明書（有価証券関係）

ウ 金銭消費貸借契約書、借用書（貸付金・借入金関係）

エ 預貯金残高証明書（預貯金関係）

オ 登記簿謄本、固定資産税評価証明書（不動産関係）

カ 住民票、戸籍謄（抄）本

キ 確定申告書（控）

- (2) 疎明資料の提出に際しては、再度文書による説明を求めることが適当であると認める場合は、疎明資料の提出に先だって、先に提出した説明書を補充するための又は異なった角度からの説明を求めるものとする。

- (3) 条例上報告義務のない項目及び部分については、疎明資料の提出を求めないものとする。ただし、場合によっては、状況説明を求めることができる。

- (4) 疎明資料の提出については、審査の第2段階である文書による説明を終えた段階で特に疑問のある報告者に限って、提出を求めるものとする。

- (5) 疎明資料の提出を求める場合は、提出を求める報告者に対し、必要に応じ疑問の内容及びその資料を必要とする理由を説明するものとする。

- (6) 疎明資料の提出及び提出された資料の公開にあたっては、提出者及び第三者のプライバシーを尊重するように努め、審査上不必要な部分については、塗りつぶし等の措置をとるものとする。

- (7) 疎明資料の提出に要した費用については、提出者の負担を軽減するための措置を別途検討するものとする。

第4 資産等報告書等に対する審査結果

報告者名	審査結果
1 加藤 慎平 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
2 龍田 美栄 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
3 中野 貴文 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
4 上野 充司 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
5 藤井 載子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
6 白江 米一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
7 小野 伸也 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
8 広田 新一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
9 上田 勝人 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
10 刈上 猛志 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
11 森田 晃一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
12 藤本 幸子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
13 西川 知己 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
14 伊豆丸精二 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
15 札場 泰司 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
16 青谷 幸浩 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
17 的場 慎一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
18 黒田 征樹 議員	調査会の指摘による訂正事項なし

報告者名	審査結果
19 信貴 良太 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
20 西川 良平 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
21 池側 昌男 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
22 大西 耕治 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
23 田代 優子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
24 西 哲史 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
25 木畑 匡 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
26 小堀 清次 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
27 石本 京子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
28 石谷 泰子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
29 西田 浩延 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
30 井関 貴史 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
31 上村 太一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
32 三宅 達也 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
33 池田 克史 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
34 水ノ上成彰 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
35 米田 敏文 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
36 池尻 秀樹 議員	調査会の指摘による訂正事項なし

報告者名	審査結果
37 野里 文盛 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
38 山口 典子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
39 西村 昭三 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
40 大林 健二 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
41 芝田 一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
42 田渕 和夫 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
43 裏山 正利 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
44 宮本 恵子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
45 吉川 敏文 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
46 吉川 守 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
47 乾 恵美子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
48 長谷川俊英 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
49 永藤 英機 市長	調査会の指摘による訂正事項なし

第5 条例第10条の規定に基づく市民の調査請求
なし

第6 資産等報告書等の提出遅滞、虚偽報告又は調査に協力しなかった等
なし

第7 報告もれがあった者の氏名とその内容

永藤 英機

令和2年関連会社等報告書
2 報酬のないもの 別紙1
(訂正後)
末尾に以下の項目を追加する。

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
副首都推進本部	大阪市北区中之島1丁目3番20号	副本部長
竹内街道・横大路(大道)活性化実行委員会	大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階(会長市:大阪市) 大阪市中央区大手前3丁目 2-12 府庁別館4階(大阪府下の事務局:大阪府) 奈良市登大路町30(奈良県下の事務局:奈良県)	委員
堺大魚夜市実行委員会	堺市堺区中之町西2丁2番3号	名誉顧問
大阪府防災会議	大阪市中央区大手前2-1-22	委員
全国都市職員災害共済会堺市支部	堺市堺区南瓦町3-1	支部長
大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部	大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎31階	副本部長

第8 記入誤りがあった者の氏名とその内容

長谷川 俊英

令和元年資産等報告書
1 土地
(訂正前)

所在	種別	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
堺市北区新金岡町5丁5番54	宅地	200.47 m ²	4,085,779円	持分2/3
以下余白				

(訂正後)

所在	種別	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
堺市北区新金岡町5丁5番54	宅地	200.47 m ²	4,487,659円	持分2/3
以下余白				

3 建物

(訂正前)

所在	種別	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
堺市北区新金岡町 5丁5番54	居宅	230.17 m ²	6,903,345 円	持分 2/3
堺市北区新金岡町 5丁5番54	倉庫	20.75 m ²	116,698 円	持分 2/3
以下余白				

(訂正後)

所在	種別	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
堺市北区新金岡町 5丁5番54	居宅	230.17 m ²	<u>6,779,817 円</u>	持分 2/3
堺市北区新金岡町 5丁5番54	倉庫	20.75 m ²	116,698 円	持分 2/3
以下余白				

令和2年資産等報告書

1 土地

(訂正前)

所在	種別	面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
堺市北区新金岡町5 丁5番54	宅地	200.47 m ²	4,085,779 円	持分 2/3
以下余白				

(訂正後)

所在	種別	面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
堺市北区新金岡町5 丁5番54	宅地	200.47 m ²	<u>4,487,659 円</u>	持分 2/3
以下余白				

3 建物

(訂正前)

所在	種別	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
堺市北区新金岡町 5丁5番54	居宅	230.17 m ²	6,903,345 円	持分 2/3
堺市北区新金岡町 5丁5番54	倉庫	20.75 m ²	116,698 円	持分 2/3
以下余白				

(訂正後)

所在	種別	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
堺市北区新金岡町 5丁5番54	居宅	230.17 m ²	6,779,817 円	持分 2/3
堺市北区新金岡町 5丁5番54	倉庫	20.75 m ²	116,698 円	持分 2/3
以下余白				

第9 付属意見等

1 資産等報告書等への記入について

資産等報告書等について、概ね適正に作成されているが、過去の報告書も含め、いくつか報告もれ及び記入誤りによる報告書の訂正が見受けられた。

資産等報告書等は広く閲覧に供するものであり、また、資産等報告書等の作成・公開は、市民への高潔性の実証のために課せられた責務である。このことをふまえ、報告者においては、条例の趣旨・目的を深く認識するとともに、作成に当たっては、根拠資料に基づき、細心の注意を払い正確かつ丁寧に作成するよう求める。

2 資産等報告書等の記載内容について

以下の点について、意見交換がなされた。

(1) 関連会社等報告書の「1 報酬のあるもの」には、堺市議会における委員会と役職が個別に記載されている。しかし、この委員会報酬は毎月の議員報酬等に含まれるため、所得等報告書の「2 前年中の収入(収入の区分 給与)」の別紙「堺市からの前年中の収入内訳」には、堺市議会における委員会の報酬が記載されておらず、市民にとってわかりづらいものとなっている。

(2) 関連会社等報告書の「1 報酬のあるもの」には、報酬が支払われたかどうかを問わず、当該「会社その他の法人」から報酬等の金銭が支払われるものとされている場合に記載されている。また、報酬等についての規定がない場合や当該「会社その他の法人」が休止している場合は、「2 報酬のないもの」に記載されている。しかし、これらの点については規定等に明記されておらず、「1 報酬のあるもの」と「2 報酬のないもの」のどちらに記載すべきか、わかりづらいものとなっている。

(3) 資産等報告書の「5 預金・貯金 (2)その他の預金・貯金」において、市民にとってわかりやすい報告書にする観点から、定期預金については利息の運用方法に関わらず、「総額」欄には元金を記載するなど、記載の統一を検討すべきである。

これらをふまえ、議員及び市長が資産等報告書等の記載方法について十分理解した上で作成できるよう対応し、公開された資産等報告書等が市民にとってわかりやすい内容となるよう検討されたい。

3 その他

中井委員から、以下のとおり意見があった。

- (1) 資産等報告書等の記載において、価額区分を記載する項目と金額を記載する項目が混在しわかりづらいため、より正確でわかりやすい報告書とする観点から、金額を記載するよう統一すべきである。
- (2) 資産等報告書「8 本人が日常生活の用に供している自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が1,000,000円を超えるものに限る。)」について、より正確でわかりやすい報告書とする観点から、数量ではなく取得価額で記載すべきである。

倫理調査会委員

会 長	田口	吉美	(市民選出委員)
副会長	野里	文盛	(議会選出委員)
委 員	近藤	真理子	(市民選出委員)
〃	坂井	雅子	(市民選出委員)
〃	曾賀	善雄	(市民選出委員)
〃	中井	晃	(市民選出委員)
〃	吉井	英博	(市民選出委員)
〃	若本	理子	(市民選出委員)
〃	渕上	猛志	(議会選出委員)
〃	札幌	泰司	(議会選出委員)
〃	石本	京子	(議会選出委員)
〃	井関	貴史	(議会選出委員)
〃	大林	健二	(議会選出委員)

意見書提出日

令和4年3月23日

